

寺院の適切な管理運営について

▷ 寺有財産取得証明願

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は、寺院が財産を取得した場合の手続きについて掲載いたします。

寺院が土地・建物等の財産を贈与又は売買により取得した場合、それがもつばら宗教の用に供する宗教法人法第3条に規定する物件であるときは、登記にかかる登録免許税が課税されません。但し、その物件が非課税の要件に該当する旨の都道府県知事の証明が必要となり、その申請にあたり、宗派の証明が必要な場合において、「寺有財産取得証明願」を提出します。

〈参考…宗教法人法〉

（境内建物及び境内地の定義）

第3条 この法律において「境内建物」とは、第1号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物であり、「境内地」とは、第2号から第7号までに掲

けるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）

二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。）

三 参道として用いられる土地

四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）

五 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地

六 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地

七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

「寺有財産取得証明願」は、以下のように「願記等」を作成します。

1. 申請者

当該寺院の住職又は住職代務。

2. 添付書類

(1) 取得物件の明細

取得物件の表示は、登記事項証明書の表示に合わせて記載します。

1. 取得物件の表示

(1) 土地

- ① 所在
- ② 地番
- ③ 地目
- ④ 地積

登記事項証明書〈土地〉の表示に合わせて記載

(2) 建物

- ① 所在
- ② 種類
- ③ 構造
- ④ 床面積

登記事項証明書〈建物〉の表示に合わせて記載

2. 取得の相手

- ① 住所 相手の住所
- ② 氏名 相手の氏名

(2)理由書

住職（住職代務）の署名捺印にて、取得する理由（取得物件の用途）を明記します。

(3)門徒総代の同意書

門徒総代に諮問したことを証するため、任期中の門徒総代全員が署名捺印します。

〔註〕 開催日において門徒総代の任期が満了している、又は定数が欠けている場合は、あらかじめ「門徒総代届」を提出します。

(4)責任役員会議事録（抜粋）

責任役員会の議決を経たことを証するため、任期中の責任役員会議事録（抜粋）を添付します。

〔註〕 開催日において責任役員の任期が満了している、又は定数が欠けている場合は、あらかじめ「責任役員任命申請書」を提出します。

(5)売買契約書又は寄付証書の写し

(6)取得する物件の登記事項証明書

(7)取得物件が土地の場合、付近の見取り図

(8)取得物件が建物の場合、建物の平面図

〔註〕 (7)(8)については、本堂との位置関係がわかる図面も添付してください。

3. 仮代表役員

寺院が住職個人の財産を有償で取得する場合等、財産取得

得において寺院と代表役員（住職）との利益が相反する場合、代表役員は当該事項について代表権を有さないため、仮代表役員を選定する必要があります。

(1)仮代表役員就任者

寺院の所在する教区の教務所長又は教務所長が指名する者が就任します。

〔註〕 教務所長以外の者が仮代表役員となる場合は、利害関係人を除く必要があります。

(2)職務権限

該当事項について、代表役員に代わってその職務を行います。

〔註〕 仮代表役員が、責任役員会を招集し、契約を締結

します。

(3)添付書類

① 仮代表役員就任依頼書（教務所長宛）

② 仮代表役員指名書

③ 仮代表役員就任受諾書

〔註〕 教務所長が仮代表役員に就任する場合は、②及び③は必要ありません。

4. 仮責任役員

寺院が責任役員個人の財産を有償で取得する場合等、財産取得において責任役員に特別の利害関係が生じる場合、その責任役員は当該事項について議決権を有しません。こ

の場合において、議決権を有する者の員数が、責任役員の過半数に満たないこととなったときは、過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定する必要があります。

(1) 仮責任役員就任者

代表役員が選定する者が就任します。

(2) 職務権限

該当事項について、責任役員に代わってその職務（議決権の行使）を行います。

〔註〕 仮責任役員が、責任役員会に出席します。

(3) 添付書類

仮責任役員選定書